

議第 34 号

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例について

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

暫定施行していた馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金について、基金の設置目的を達成したため当該条例を廃止するもの。

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例（平成 16 年馬瀬村条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【参考資料】

馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止する条例要綱

1. 廃止理由

暫定施行していた基金が、設置目的を達成したため、当該条例を廃止するものです。

2. 概要

(1) 馬瀬村柿洞谷枯かつ対策基金条例を廃止します。

(本則関係)

(2) この条例は、公布の日から施行します。

(附則関係)